

乳児の紙おむつ購入費一部助成のお知らせ

弥彦村では、平成16年4月より、乳児の保護者に対して紙おむつ購入費の一部を助成する事業をはじめました。

パパさん！ママさん！子育てに何かと出費がかさみますが、今年度から始まった新しい事業です。ぜひ、ご利用下さいね。



◇助成対象者◇

弥彦村に住所がある、赤ちゃん（乳児）の保護者

◇助成対象期間◇

赤ちゃんの生まれた日から、1歳になる月の末日まで（乳児医療受給対象期間と同じ）

※年齢は誕生日の前日で加算されます。

例えば4月1日に誕生した赤ちゃんは、翌年の3月31日に1歳になります。この赤ちゃんの場合は4月1日～翌年の3月末日までが助成対象期間となります。4月2日生まれの赤ちゃんは、翌年4月1日に1歳になりますから、4月2日～翌年4月末日までが助成対象期間となります。

◇助成金の限度額◇

1カ月あたりの助成限度額、3,500円

◇申請方法◇

申請は年4回の申請月に行います。（裏面に説明有）

印鑑と領収書（レシート不可）・保護者名義の口座番号のわかる書類（郵便局以外）をお持ちになり、役場住民課窓口で申請します。

領収書は購入時にお店からいただいて下さい。ただし、下記の点に注意して記入していただくよう、お店の方をお願いして下さい。

領収書のチェック事項

保護者の氏名がきちんと
記入されていますか

購入日が記入されて
いますか

領 収 書	
平成16年4月16日	
弥彦 太郎 様	
¥1,350円也	
ただし、〇〇紙おむつ代として	
弥彦商店 印	

購入店の印は
ありますか

購入品名がきちんと記入されていますか

※なお、「4月～6月分」のように支払月をまとめた領収書は申請に使用できません。
必ず購入日に領収書をいただってください。



◇申請月と助成対象月◇

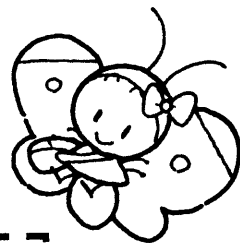
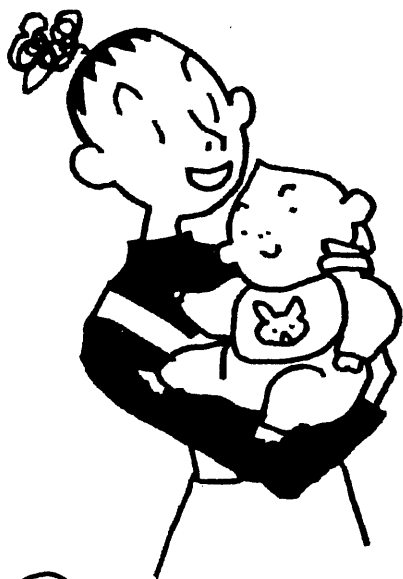
年4回の申請月の1日から15日(土日、祝日の場合はその翌日)まで、にそれぞれの助成対象月に購入した紙おむつの助成手続きを行います。

申請月	助成対象月
7月	4月から6月購入分
10月	7月から9月購入分
1月	前年の10月から12月購入分
4月	1月から3月購入分

※なお助成金額は申請月の翌月に口座振込いたします。

申請時には、助成対象月分の領収書を各月ごとにまとめてお持ちください。

うちの子は平成15年5月生まれました。
助成対象は平成16年の4月と5月に
購入した紙おむつで、
7月の1日から15日の間に
申請すればいいのね。



◇お問合せ◇

弥彦村役場 住民課 児童福祉係

TEL 94-3131

